

麻薬小売業者免許の継続申請手続きを行わない方へ

麻薬取扱者免許の継続申請手続きを行わない場合には、以下の手続きが必要になります。

- ・ 免許の有効期間満了後に取扱いを中止する場合 → **免許証返納届**
- ・ 免許の有効期間内に麻薬の取扱いを中止する場合 → **業務廃止届**

また、その他に所有している麻薬の有無の届出等、必要な手続きがあるのでご案内します。

麻薬小売業者免許

麻薬の所有がある場合には、事由が発生した日から50日以内に、神奈川県内の他の麻薬営業者等へ譲渡する（表※1 参照）か、麻薬廃棄届（表※2 参照）を提出の上、麻薬の廃棄をしなければなりません。

50日を過ぎて麻薬を所持していた場合、不法所持となります。

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬小売業者免許証返納 （業務廃止）届 ※麻薬小売業者免許証添付	麻薬業務所の所在地を管轄 する保健所等の窓口	免許証の有効期間が満了 してから（取扱いをやめ た日から）15日以内	
麻薬所有届	麻薬業務所の所在地を管轄 する保健所等の窓口	免許証の有効期間が満了 したときから15日以内	麻薬の所有がない 場合も「所有なし」 として届出が必要
※1 麻薬譲渡届	麻薬業務所の所在地を管轄 する保健所等の窓口	譲渡の日から15日以内 （譲渡可能期間： <u>事由が発生 した日から50日以内</u> ）	神奈川県内の他の 麻薬営業者等へ譲 渡した場合に届出 が必要
※2 麻薬廃棄届	○麻薬業務所の所在地が 横浜市・川崎市・相模原 市・横須賀市・藤沢市・茅 ヶ崎市・寒川町の場合 →県薬務課 ○上記以外の場合 →県保健福祉事務所 及び同センター	事由が発生した日から50 日以内	届を提出してから 麻薬取締員等の立 会いの下で廃棄す ること

※申請窓口は県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」内の「申請（届出）窓口一覧」をご確認ください。

（問合せ先）

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
薬物対策グループ

電話 045-210-4964（直通）

